

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北九州市

### 2 構造改革特別区域の名称

台地が醸す夢のワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

北九州市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

北九州市（以下「本市」という。）は、東西 33.8 km、南北 33.4 km、面積は 492 km<sup>2</sup>であり、九州の最北部に位置している。

筑前海と豊前海の2つの特徴ある海、そして関門海峡に挟まれており、市内を紫川、遠賀川が流れ、福地山、皿倉山、平尾台のカルスト台地など自然が豊富であり、都市の便利さと豊かな自然が共存している。

交通については、自動車専用道路ランプまで 10 分以内で行けるエリアの人口カバー率は 100%であり、鉄道、バス、モノレールの公共交通機関も整備されていることから市内の移動はスムーズである。また、本市は本州と九州の間、アジアの中では東京と上海の中心に位置しており、市外への陸・海・空のアクセスについても利便性が高い。

#### (2) 気候

年間降水量は 1,700mm で一般的であるが、冬は温暖であるため積雪は少なく暴風雨等は稀で気候的には恵まれており、地震等の災害リスクも少ない。また、平尾台等の高地においては風が強く冷涼である。

#### (3) 人口

平成 27 年国勢調査の結果では人口 961,286 人、世帯数 426,325 世帯であった。前回調査（平成 22 年）と比較すると、人口は、15,560 人（1.6%）減少、世帯数は、5,623 世帯（1.3%）増加した。年少人口（15 歳未満の人口）は、119,448 人（12.4%）、老年人口（65 歳以上の人口）は 277,120 人（28.8%）であり、前回調査（平成 22 年）との比較では、年少人口は 6,943 人減（0.5 ポイント↓）、老年人口は 32,260 人増（3.7 ポイント↑）となり、少子高齢化はさらに進行している。

平成 29 年 12 月 1 日現在の推計人口及び世帯数は 950,350 人、429,029 世帯である。

#### (4) 産業

平成27年国勢調査による労働力人口は、439,162人であり、平成22年調査に比べ21,535人（対前回調査比4.7%）減となっている。産業別割合は、第1次産業は0.8%、第2次産業23.6%、第3次産業71.5%である。

産業大分類別就業者は卸売・小売業が全体の16.3%と最も多く、次いで医療・福祉が15.8%、製造業が14.9%である。

農業については、約2,600戸の農家が、平坦部から中山間地までの約2,000haの農地で野菜や水稻、花き、果実などを生産している。農業の中心は主に小倉南区と若松区における「野菜」の生産である。

農業生産者が高齢化する一方、後継者の目途が立たず、廃業する生産者が増加している状況であり、就業者の減少に歯止めがかからない状況である。

#### (5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は都市であると同時に山林等自然が豊かな地域である。日本有数のカルスト台地である「平尾台」も存在感を大きく示しており、その豊かな土壌からは栄養豊富な水が流れ出し草原を吹き抜ける風とともに、小倉南区周辺の農林水産物を育ててきた。

平成 17 年からその土地の特性を活かしたワイン醸造用品種のブドウ栽培も始まっており、現在は市外のワイン醸造所に委託醸造中である。これを特区により自家醸造を可能とすることで、「ぶどうの苗植体験」「収穫体験」「醸造体験」等、体験メニューを充実させ、先に国家戦略特区として認定された「特区民泊」とあわせ、国内外の旅行者を集める「平尾台」の魅力強化を図る。

また、自然豊かな土地で醸造したワインについては、小倉都市部のレストランにおいて平尾台他農村地域の食材とともに提供することで、農村部のPR・集客効果を高める。

小倉エリアの都市部・農村部を面的に「1日中楽しめる・何度も訪れたいくなる」観光拠点として、また「自然溢れる住みやすいまち北九州」をPRしていくことで、観光客の増加及び移住・定住者獲得へ繋げる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 観光地の面的整備

平成 28 年度、国家戦略特区として認定された平尾台における「特区民泊」が今夏から、営業を開始した。平尾台の自然を満喫し、野菜やブルーベリーの収穫やそばうちの体験を2泊3日～の宿泊体験において満喫することで、自然体験と地域住民との交流等から観光客の増加等を図るものである。

今回申請する特定酒類の製造に関する特区についても、現在ブドウが実る主な生産地及び醸造予定地は平尾台であり、特区民泊とほぼ同じエリアに位置する。つまり、ブドウの苗植え、収穫等の農作業や醸造体験、生産者によるワイン教室など、四季を通じた魅力的な体験メニューを加えることができ、来訪（予定）者に平尾台の魅力をより一層強く訴えることが可能となる。

## （２）都市ブランド力の底上げ

平成 28 年度「国家戦略特区」としてすでに「特産酒類の製造に関する特区」が認定されており、市内（若松区）で農家によるワインの醸造計画が進んでいる状況である。それと同様に本格的なワイン用ブドウ品種による醸造が今回開始できるようになれば、北九州市は「日本ワイン」の産地であるというイメージを進める相乗効果が見込まれ、観光需要の喚起に加え、充実した都市機能と豊かな自然が同居した「住みやすいまち」という本市の都市ブランド力の底上げとなる。

## （３）地産地消の推進

本特例措置の場合、「構造改革特別区域内において、農家民宿や農園レストランなど『酒類を自己の営業場において飲用に供する業』を営んでいる農業者」（以下「特定農業者」）が主体となるものであるが、今回の特定農業者の営業所は新幹線も発着する小倉駅からも利便性のよい都心部に位置している。

平尾台は都心部から車で約 30 分程度の立地とはいえ、日常的な利用者にとって、気軽に立ち寄れる場所ではなく、また、ワインを飲用した場合は運転できないことから、提供の地としては都心部が経営上・利用上において望ましい。この「農村で生産、都心部で提供」が可能な地の利を活かし、平尾台などの地元農作物等とともにワインを提供することで一層効果的に「地産地消」の PR を実施できる。

それにより観光客に対しての魅力発信に加え、地元住民に対しても地元で作られたものを消費したいという地産地消の機運の醸成につなげるものである。

## （４）市内ワイン産業の活発化

平成 28 年、特産酒類の製造事業が国家戦略特区として認定されて以来、市内ではワインに強い関心が寄せられるようになり、若松区における当該特区を活用したワインづくりについては、市民の寄付やボランティアが予想以上に集まった。

加えて、小倉藩主だった細川忠利が江戸時代初期、ぶどう酒造りを家臣に命じた古文書が見つかったという新聞報道があり、さらに広域の関心が強まっている。

その追い風を受け、市内ではさらにワイン醸造を希望する声や流通・購買を希望する声が増加しており、今回の特区認定により、市内でのワイン産業がより活発化することが見込まれる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市はものづくりのまちとして重厚長大産業のイメージが強い一方で、自然に恵まれ、多様な観光資源を有するとともに、新鮮で多様な農林水産物を生産するまちでもある。こうしたあまり知られていない魅力についても、全国に向けてPRを強化することによりインバウンドを中心とした観光客の増加を目指すこととしており、そのため、昨年は特区民泊及び特産酒類の製造事業を申請、認定されたものである。

今回申請している「特定農業者による特定酒類の製造事業」についても、これらの取組みをより一層効果的に運用するための政策であり、工業都市北九州のもう一つの顔である「自然豊かで住みやすいまち」「次世代に向けた魅力ある農業を志向するまち」でもあることを示すために非常に有効な特例であると考えている。

「充実した都市機能と豊かな自然が同居したゆったりとして豊かな生活スタイル」を強く提案・PRしていくことで国内外の観光客を獲得し、さらには移住・定住へと繋げ、人口減と高齢化の一途を辿る本市の創生を図りたい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 国内外からの観光客の誘致

本市は仁川空港や羽田空港からの利便性が高い北九州空港、また、のぞみ発着駅である小倉駅が位置する。また都市高速も整備されていること等から、交通の利便性が非常に高く、国内外から九州へ観光する際の玄関口としての利用が可能である。

これまで、本市の観光地としては門司港の活用が多かったが、半日程度で巡れるため、他の都市や温泉地等に宿泊者が流れる状況があった。

今回、平尾台での特区民泊の営業開始に加え、観光・体験メニューを追加することで、「体験・宿泊」を観光客に提案していくとともに、ワイン産地としての本市をPRすることで新たな客層を開拓する。

### (2) 都市イメージの底上げ

郊外に広がる豊かな自然を体験と「食」を通じてPRしていくことで、「楽しい」「おいしい」「また訪れたい」という、豊かな都市イメージを醸成する。また、「都市部に住みながら農業を営む」「農村に住みながら都市の利便性を享受する」ことが可能な本市のライフスタイルをワイン生産者の活動を通じてPRすることで、本市への移住・定住促進へと繋げる。

### (3) 地産地消の推進・シビックプライドの醸成

苗の植え付けや収穫等のイベントに参加することを楽しみにしている固定客がすでに存在し、その人数は毎年増加する傾向である。

また、細川忠利の文献が発見されてからは多くの方が小倉城下エリアでのワインに関心を示し、郷土愛を育んでいる。

市内近郊でのワイン作りが広がっていくことで、豊かな自然や農業や6次産業への関心を引き、本市の「食」について市民誰もが誇りに思うことで地産地消が推進される。また、ワインを通じた産業の発展を目指す。

**【数値目標】**

| 区分               | 2017年度 | 2019年度 | 2021年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 苗植付・収穫等の<br>体験者数 | 35人    | 50人    | 100人   |
| 特定酒類製造場件数        | —      | 1件     | 1件     |

**8 特定事業の名称**

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者で、ブドウ（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者。

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

北九州市の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、ブドウ（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン（飲食店）などを経営する農業者が、ブドウ（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として果実酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る年間6キロリットルの最低製造数量基準が適用されず、少ない製造数量であっても酒類製造免許を取得することが可能となる。

これにより、都市イメージの向上及び観光振興が図られるとともに、地産地消の推進、都市部と農村部の相互イメージアップによる地域活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。